

2019 東京国際ユース (U-14) サッカー大会 会場整理・案内誘導の運用について

標記大会の会場整理・案内誘導の運用についてご案内いたします。

□期日

2019 年

5 月 3 日 1 次ラウンド (グループリーグ)

5 月 4 日 1 次ラウンド (グループリーグ)

5 月 5 日 2 次ラウンド (順位決定トーナメント)

5 月 6 日 2 次ラウンド (順位決定トーナメント)

□会場

駒沢オリンピック公園総合運動場 陸上競技場・補助競技場・第二球技場、
AGF フィールド (5 月 3 日～4 日のみ)

□使用門・スタンド・ゲート

駒沢陸上競技場

使用門：メインゲート (中央広場側)

※バックゲート (第一駐車場側) は使用いたしません。

使用スタンド・ゲート：

5 月 3～5 日 メインスタンド (1～6 入口、7・21 入口)
(一部閉鎖エリアあり)

5 月 6 日 メインスタンド (1～6 入口、7・21 入口)
(状況により観戦エリアを解放します)

駒沢補助競技場

使用門：通用口

観戦エリア：レストハウス横スペース

駒沢第二球技場

使用門：スタンド入口

使用スタンド：スタンド

※芝生席は使用いたしません

AGF フィールド

使用門：南門

観戦エリア:メインスタンド (一部封鎖エリアあり)

□運用時間

駒沢陸上競技場

5月3日

10:00 開場

11:00 第1試合キックオフ

5月4日

09:30 開場

10:30 第1試合キックオフ

5月5日

10:00 開場

10:00 ジュニアサッカー教室開始

13:00 第1試合キックオフ

5月6日

10:00 開場

10:00 親子サッカー教室、ブラインドサッカー体験会開始

13:00 第1試合キックオフ

駒沢補助競技場

5月3日

10:00 開場

11:00 第1試合キックオフ

5月4日

09:30 開場

10:30 第1試合キックオフ

5月5日

09:00 開場

10:00 第1試合キックオフ

5月6日

08:30 開場

09:30 第1試合キックオフ

駒沢第二球技場

5月3日

10:00 開場

11:00 第1試合キックオフ

5月4日

09:30 開場

10:30 第1試合キックオフ

5月5日

09:00 開場

10:00 第1試合キックオフ

5月6日

08:30 開場

09:30 第1試合キックオフ

AGF フィールド

5月3日

10:00 開場

11:00 第1試合キックオフ

5月4日

09:30 開場

10:30 第1試合キックオフ

※状況により早まる可能性があります。

□応援幕掲出位置

掲出可能位置は以下の通りになります。

駒沢陸上競技場

(チームA) 21 入口、スタンド最前列及びスタンド内

(チームB) 7 入口、スタンド最前列及びスタンド内

駒沢補助競技場・駒沢第二球技場

スタンド及び観戦エリア内フェンス・手すり

AGF フィールド

(チームA) 自陣側メインスタンド中央座席エリア及びサポーターエリア

(メイン1ゲート外側2ブロックの座席) 内の手すり

(チームB) 自陣側メインスタンド中央座席エリア及びサポーターエリア

(メイン3ゲート外側2ブロックの座席) 内の手すり

※メインスタンドの最前部には掲出できません。(AGF フィールド)

※指定場所以外には掲出できません。

※非常灯を覆っての掲出はご遠慮下さい。

※掲出エリアからはみ出たり床面に垂れ下がる応援幕の掲出はできません。

※掲出可能な位置が限られています。譲り合って掲出して下さい。

※設置場所の詳細は係員にご確認下さい。

□観戦ルール

- ・試合における禁止事項等は「日本サッカー協会試合運営管理規規定 <http://www.jfa.jp/documents/rules/>」の通りとなっております。また、試合会場における諸注意がございますので、ご一読の上、観戦ルールとマナーを守って応援をよろしくおねがいします。

□試合会場における諸注意

- ・場内のすべてのエリアにて以下行為を禁止します。
 - ①太鼓等の鳴り物、拡声器の持込み及び使用
 - ②紙吹雪、紙テープ、風船の持込み及び使用
 - ③スタンド最前フェンスに「またぐ、座る、立ち上がる」行為
 - ④椅子の上に立ち上がる、または椅子の背もたれに足をかける
 - ⑤フラッグ・ひも・テープ・旗ざお等を使用しての故意的な場所取り※一人でも多くの方が着席し安全に試合観戦ができるよう、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ・駒沢陸上競技場メインスタンド（1～6入口）において、以下行為を禁止します。
 - ①立ち続けての応援
 - ②大旗の持込み及び使用以下サポーターエリアにおいては大旗を使用して応援することができます。
[チームAサポーターエリア] 21 入口
[チームBサポーターエリア] 7 入口
- ・AGF フィールド中央座席エリア（中央左右2ブロックの座席）において、以下行為を禁止します。
 - ①立ち続けての応援
 - ②大旗の持込み及び使用
- ・AGF フィールドサポーターエリア（メイン1・3ゲート外側各3ブロックの座席）において、以下行為を禁止します。
 - ①大旗をピッチ上側に垂らすこと

□その他

- ・ゴミはすべて持ち帰りとなっております。ご協力をお願いします。
- 上記以外の運用については、係員の指示に従ってください。

上記ご注意の上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

JFA 試合運営管理規定

公益財団法人日本サッカー協会（以下 JFA という）が主催する試合については、下記の規定に沿って運営いたします。

禁止行為、持込み禁止物等を記載しておりますので、ご参照の上ご入場くださいますようお願い致します。

禁止行為

施設に入場しようとし、又は入場した者は、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 正当な入場券又はア krediyteshonkard 等を所持せずに施設に入場すること（なお、試合日に限らない）。
- (2) 鉄砲刀剣類、毒・劇物、薬物、油類、爆発物、発煙筒、爆竹、花火、火薬類その他の危険物又はそれに類するものを持ち込むこと、又は使用すること。
- (3) ビン、缶、ペットボトル(※)、エアホーン又は投てきを目的とすると思われるその他の物品を持ち込むこと。

※ペットボトルの持ち込み制限は、試合や施設の状況に応じて設定される。

- (4) レーザーペン、ホイッスル等、競技の進行を妨害するおそれのある物品を持ち込むこと。
- (5) 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
- (6) 他人（審判、選手、コーチ、スタッフ、サッカー観戦者、警備従事員、JFA 役職員その他本人以外は一切の者を含む。以下同じ）に対する暴力行為をすること。
- (7) 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を持ち込むこと、又は飛行させること。（施設外からの操作を含む）
- (8) 大型荷物等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。また、他人の観戦に支障を及ぼすおそれのある大型の物（ビッグフラッグ等）を持ち込み、使用して応援をすること。尚、JFA の事前の許可を得た場合はこの限りでなく、許可の基準及び手続きは、別途 JFA において定める。
- (9) 動物の類（介助犬・盲導犬・聴導犬を除く）を持ち込むこと。
- (10) 政治・思想・宗教・軍事的な主義、主張、観念を表示、若しくは連想させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等を持ち込み、又は設置、掲揚、着用、散布、貼付すること。
- (11) 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為をすること。また、公序良俗に反する発言又は行為をすること。
- (12) アルコール、薬物その他物質の影響により酩酊した状態で施設に入場する行為、又は施設においてこれらの影響により酩酊し、他人を脅迫、威圧、挑発する等著しく他人の行

為等を阻害し、迷惑となり、又は他人の嫌悪の情を催させる物品を持ち込み、又は行為すること。(酩酊とは：アルコール等の影響により、正常な行為ができないおそれのある状態をいう)

(13) 他人の名誉を棄損毀損、侮辱し、プライバシーを侵害する、又はそのおそれのある物品を持ちこみ、又は行為すること。

(14) フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等競技の進行に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(15) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。

(16) 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。

(17) 面会を強要し又は居座ること。

(18) 通行の妨害となる行為をすること。

(19) 所定の場所以外で喫煙をすること。

(20) 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪をすること。

(21) 勧誘、演説、集会、街宣、布教、デモ等の円滑な運営を阻害するおそれのある行為をすること。

(22) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。

(23) 特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品(連想させるものを含む)を持ち込み、表示し、又は設置すること。

(24) 営利目的や選手・スタッフの肖像権の侵害となる写真撮影、及びビデオカメラやスマートフォン等による試合動画の撮影、インターネット配信、三脚等を含む大きな機材の使用、また他のお客様の観戦や試合運営を妨げる撮影行為をすること。

(25) テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。

(26) みだりに施設外で氣勢を上げ騒音を出すこと。

(27) 法令(法律、条例等)及び試合や施設ごとに別途定める観戦ルール/マナーに記載される禁止行為及び記載事項に反する行為をすること。

(28) 試合の運営又は進行を妨害し、他人に迷惑又は危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると警備従事員が認める行為をすること。

(29) その他 JFA が禁止する行為をすること。

遵守事項

施設に入場しようとし、又は入場した者は、次の各号に該当する行為を遵守しなければならない。

(1) 入場券又はア kredィテーションカード、身分証明書等の提示を求められたときは、これを提示すること。

(2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。

(3) 事件・事故が発生し、又は発生することが予想される場合は、警備従事員又は治安当局の指示、案内、誘導に従うこと。

入場拒否、退場命令、物の没収

(1) 運営・安全責任者は、第4条又は第5条の規定に違反した者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、持ち込み禁止物の没収等必要な措置をとることができる。

(2) 運営・安全責任者は、前項に該当する者に対し、JFA が被った損害（当該者の違反行為を理由として JFA に科された制裁に起因して JFA が被った一切の損害を含む）の賠償を請求することができる。

(3) 運営・安全責任者は、第1項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される JFA 主催試合についての入場を拒否することができる。また、チケットの返還を求めることができる。尚、無期限に入場を拒否する処分を科す場合は、JFA は当該処分の内容（処分対象者の個人情報を含む）について J リーグ及び各種連盟に共有するものとし、JFA 主催試合に加え、その間の日本国内で行われるすべての試合（J リーグ及び各種連盟等が主催する試合を含む）の入場を禁止する可能性がある。また、J リーグ及び各種連盟等がその主催する試合において無期限に入場を拒否する処分を科した場合も同様として、運営・安全責任者は、当該処分対象者につきその間の JFA 主催試合の入場を禁止する可能性がある。

(4) 運営・安全責任者により入場を拒否され、又は施設からの退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。